

(別紙2) 移転先一覧

移転先No.	移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	③移転する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥移転方法	⑦時期・頻度
1	児童相談所	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
2	こども給付課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
3	障害福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	フラッシュメモリ	月に一度
4	児童相談所	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
5	保健所企画課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
6	生活福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
7	市営住宅課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
8	健康保険課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	月に一度
9	窓口サービス課（国民年金係）	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
10	市営住宅課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
11	こども給付課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
12	地域福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	老人福祉法による福祉の措置に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度

13	地域福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	老人福祉法による費用の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
14	こども給付課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
15	こども給付課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
16	こども給付課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
17	障害福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	フラッシュメモリ	月に一度
18	こども給付課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	母子保健法による費用の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
19	こども給付課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	児童手当法による児童手当又は特別給付の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
20	健康保険課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	月に一度
21	生活支援課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
22	介護保険課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	月に一度
23	保健予防課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
24	窓口サービス課（国民年金係）	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
25	障害福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	フラッシュメモリ	月に一度

26	子育て支援課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	月に一度
27	窓口サービス課（国民年金係）	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
28	障害福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	フラッシュメモリ	月に一度
29	障害福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	フラッシュメモリ	月に一度
30	こども給付課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	医療費助成条例第2条第1項第5号に規定する者（ひとり親家庭等）に対する医療費の助成に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
31	こども給付課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	医療費助成条例第2条第1項第6号に規定する者（小児）に対する医療費の助成に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
32	生活福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	生活に困窮する外国人に対する保護の措置に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
33	市営住宅課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	市営住宅条例の規定による市営住宅の管理に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度
34	障害福祉課	番号法第9条第2項に基づく横須賀市個人番号の利用に関する条例第3条	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例(昭和44年神奈川県条例第9号)の規定による手当の支給に関する事務に使用	地方税関係情報	10万人以上100万人未満	2. 基本情報③対象となる本人の範囲と同じ	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	照会を受けた都度